

税の申告はお早めに

所得税と住民税の申告は、**3月15日(金)まで**

所得税の申告については「前年の申告書の控え」や「確定申告書の手引き」などを参考に申告書を作成し、お早めに税務署へ提出してください。源泉徴収票や社会保険・生命保険料、医療費の領収書など、申告に必要な書類をお持ちください。

■所得税

【詳細】札幌西税務署(〒063-0824 発寒4-1) TEL 666-5111 ※電話は自動音声応答によるご案内となります。

| 区分 | 会場 | 期間 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|
| 所得税の確定申告 | 札幌西税務署(発寒4-1) | 2月18日(月)～3月15日(金) 9時～17時 |
| 所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者) | 札幌広域還付申告センター (中央区北1西13札幌市教育文化会館3階) | 1月29日(火)～2月28日(木) (2月12日(火)、25日(月)を除く) 9時30分～16時 |

※土・日曜、祝日は休み(ただし、札幌西税務署では2月24日(日)と3月3日(日)に限り申告を受け付けます)。
 ※駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。
 ※税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は持参してください。
 ※所得税の還付申告をする方は、既に申告書を提出することができますので、早めに提出されることをお勧めします。

- 確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax(インターネットタックス)」を使えば、直接電子申告ができます。
 詳しい手続きは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)を参照してください。
- 公的年金等を受給されている方へ
 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません(ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるため、確定申告をすることはできます)。
 なお、この場合も住民税の申告は必要です。住民税に関しては西部市税事務所市民税課へお問い合わせください。

■住民税

【詳細】西部市税事務所市民税課 TEL 618-3914
対象 平成25年1月1日現在、西区在住の方。
 ※本誌全市版28ページも併せてご覧ください。

| 会場 | 期間 |
|---------|---|
| 西部市税事務所 | 3月1日(金)～15日(金) (土・日曜を除く) 8時45分～17時15分 |

※西区役所・区民センターでは実施しませんのでご注意ください。

